

医療法第六条の十五第一項の指定をした旨を公示する件

○厚生労働省告示第三百四十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十五第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する医療事故調査・支援センターについて次に掲げる法人を指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年八月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

法人名	住所	事務所の所在地
一般社団法人日本医療安全調査機構	東京都港区浜松町二丁目三番二十五号	東京都港区浜松町二丁目三番二十五号